

## 令和6年度 第3回

### 日野市国民健康保険運営協議会議事録

日 時 令和6年10月23日（水）午後2時

場 所 日野市役所 全員協議会室

出席者 被保険者を代表する委員

市 川 賢 次  
佐 々 木 京 子

保険医又は薬剤師を代表する委員

天 野 尚  
西 村 正 智  
栗 太 隆

公益を代表する委員

岡 田 じゅん子  
森 沢 美 和 子  
馬 場 賢 司

被用者保険等を代表する委員

川 又 治

事務局

市民部長	小 林	真
保険年金課長	島 田	貴 輝
納税課長	西 垣	津 有
健康課長	高 尾	満
保険年金課課長補佐	和 田	健 二
保険年金課保険税係長	照 沼	み ゆ き
(書記)	村 田	悠 人
(書記)	坂 東	朋 実

## 運営協議会

### 1. 会議録署名委員の指名

### 2. 議題

#### 《諮問事項》

日野市国民健康保険税率等の改定について（答申）

#### 《報告事項》

（1）令和5年度日野市国民健康保険特別会計決算について

（2）令和6年度版ひのしのこくほ（令和5年度実績）について

（3）国保財政健全化計画（赤字削減・解消計画）実施状況報告書について

### 3. その他、報告事項等について

#### 配布資料

○資料1-1・1-2 令和5年度日野市国民健康保険特別会計決算資料

○資料2 令和6年度版ひのしのこくほ（令和5年度実績）

○資料3 国保財政健全化計画（赤字削減・解消計画）実施状況報告書

## 令和6年度 第2回日野市国民健康保険運営協議会議事録

議長 それではただいまより、令和6年度第3回日野市国民健康保険運営協議会を開始いたします。  
議事に入る前に皆様にお諮りいたします。本日運営協議会の傍聴を希望されている方がいらっしゃいますので、許可したいと思いますがいよろしいでしょうか。

委員 異議なし

議長 異議なしと認めます。ありがとうございます。  
それでは傍聴の方はお入りください。  
皆様のご協力により、議事を円滑に進めてまいりたいと思いますのでよろしくお願いたします。  
ただいまの出席者は9名で、委員数13名の1/2以上の出席となっており定足数を満たしております。これにより協議会規則第12条の規定により、議長において会議録に署名する委員の指名を行わせていただきます。本日は天野委員、西村委員をお願いしたいと思います。  
本日は次第にもあります通り、諮問事項に対する答申が1件と、報告事項が3件となっております。  
では次第に従いまして進めさせていただきます。  
それでは諮問事項であります、日野市国民健康保険税率等の改正についての答申でございます。  
審議にあたり、事務局より前回のおさらいなどがあれば説明を求めます。

事務局 保険年金課長。

議長 保険年金課長。

事務局 保険年金課長でございます。  
それでは前回第2回の運営協議会で諮問の際にご説明した内容について主だったところのみご説明をいたします。資料につきましては会議始まる前に担当の方から皆様にお配りをさせていただいております。お手元がない方、大丈夫でしょうか。皆さん受け取っていただいておりますでしょうか。それでは説明の方に入ります。  
前回は諮問書・説明資料・概算早見表を基に、今回の税率改定を行う理由、また具体的な改定率などについてご説明をさせていただきました。

恐れ入りますが説明資料の1ページをお開きください。1番、国民健康保険に関連する状況でございますけれども、国や東京都の現在の状況をご説明いたしました。主な内容としましては、平成30年度に国保制度が改正をされ都道府県と市町村が共同で運営する仕組みとなったこと、保険料水準統一加速化プランの改定などにより一般会計からの法定外繰入の早期解消が求められていることなどをお伝えしました。続きまして1ページの下になりますけれども、税率改定を行う主な理由についてご説明をいたしました。今年3月に東京都へ提出した国保財政健全化計画、いわゆる赤字削減解消計画ですが、令和7年度に税率改定を実施する予定であること、昨今の物価高騰が心配される中での税率改定であり不安視される市民の方もいることは市も認識はしていますが、日野市の現行税率は都内でも低い位置にあるため、緩やかな上げ幅でも改定は必要と考えていることなどをご説明いたしました。2ページ、4番の税率改定の上げ幅については、今まで通り緩やかな上げ幅としたいこと、全体の保険料(税)水準が統一となる前に少しでも早く東京都内の平均値に近づけておく必要があると考えていることなどをご説明いたしました。3ページ、5番の東京都の49市区の令和6年度の保険税(料)等では、都内の保険税率の順位、続きまして4ページの上段の6-1では令和6年度に東京都が示した標準保険税率と日野市の現行保険税率の乖離について、下段の6-2で国民健康保険税率等の令和7年度改定内容(案)をお示しいたしました。5ページの7、財政健全化(変更計画書)については、直近の国保財政健全化計画(赤字削減解消計画に基づく税額改定と標準保険税率のイメージをグラフでお示しいたしました。6ページ8、国民健康保険税の軽減・減免では国が定める7割・5割・2割軽減や各種減免制度についてご説明いたしました。あわせて7ページ、期別納付額における端数調整の見直しについては、国民健康保険税の期別金額の端数単位を現行の1000円から100円に変更することで国民健康保険税を納付しやすい環境の整備を図るとともに、収納率の向上につなげていきたいことをご説明いたしました。説明資料については以上になります。

次に当日の追加資料として国民健康保険税概算早見表をお配りいたしました。これは現行税率と諮問している改定税率を比較し、具体的にどれくらい増額となるのかをお示ししたものです。例えば年金収入が160万円の単身世帯の場合、保険税額は1200円増額となることを確認いただきました。

説明は以上となります。本日答申にあたり、ご検討いただきたいと考えております。よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。

本日はご質問を先に、その後ご意見をお聞きしたいと思っておりますので、ご協力のほ

どをよろしくお願いいたします。

それでは質問がございましたらご発言をお願いいたします。

A 委員。

A 委員 諮問の表ページには、令和 19 年度に赤字を解消する計画となっているとあります。その裏ページには物価高騰などの影響で家庭が厳しい状況においてこれまで以上の引き上げは難しいと判断したが、財政健全化計画通り税率改定を行う必要があると判断したとあります。こうした点において 2 点質問させていただきます。

まず令和 19 年度の時点での国保の加入者の方々の人数についてどのようにシミュレーションをされているかということと、それから物価高騰などの影響で家庭が厳しい状況にあると市民の方がそのように感じてらっしゃるということを市としてどのように具体的にお声をつかんでいるのかについて教えていただきたいと思います。

事務局 保険年金課長。

議 長 保険年金課長。

事務局 保険年金課長でございます。

2 問ご質問の方をいただきました。

まず赤字解消計画の解消年度である令和 19 年度の被保険者数の見込みでございます。試算上では 2 万 7651 人を想定しております。ちなみに今年、令和 6 年 9 月末時点の被保険者数は 3 万 1038 人となっております。まず 1 問目については以上でございます。

2 問目につきまして、物価高騰の影響を市民が受けていると認識しているところでございます。その根拠はというところでございますけれども、企画経営課が毎年市民意識調査というものを実施しております。これは国保の加入者に限ったものではないのですが、様々な性別・年齢・それから職業の方に抽出をして質問してお答えいただいている内容ですけれども、ここ 2 年ほどは物価高騰についての質問を行っております。その回答の内容、令和 5 年度のもの、令和 4 年度のもの、いずれも見ましても、回答を見ますと物価高騰がかなり皆様の生活に影響を与えていますし、将来に対して不安を呼び起こしているという事実が読み取れますので、そういったところで把握をしているところでございます。以上でございます。

議 長 他に質疑はございますか。

B 委員。

B 委員 諮問事項の説明資料でありますとか早見表などを見させていただき、概ね理解をしているところでありますけれども、3点ほどお伺いしたいと思います。順次していきたいと思うのですが、まずは今物価高騰がずっと続いている中で今回の値上げということになりましたけれども、そのあたりは今のどのような考え方であるか、そのあたりを教えていただければと思います。

事務局 保険年金課長。

議 長 保険年金課長。

事務局 保険年金課長でございます。

まず物価高騰について、でございます。先ほど A 委員からもご質問いただきましたけれども、この物価高騰の大変な影響を受けて厳しい生活を余儀なくされている方が多数いること、その中での税額改定・増税に対して大きな不安を抱いている方がいらっしゃるということは市としても重々認識はしているところでございます。ただ国民健康保険はどうしても被保険者間の相互扶助を基本とする社会保険制度であります。加入者全体でかかった医療費を加入者が納める保険税でまかなうことが原則となっております。平成 30 年度の広域化により、都内の国保全体の医療費を都内の市区町村で事業費納付金として負担をすることになりましたが、現在の日野市の税率はまだまだ低く日野市に示された納付金を賄うための標準保険税率とは大きな開きがございます。しかし国は令和 17 年度までに都道府県内の保険料水準を完全統一するよう求めておりまして、その場合段階的に改定を実施していないと統一の際に急激な増額により被保険者の方に大きな負担を強いることになってしまうことを大変懸念しております。また、これまで協議会の場でご指摘いただいている国からの財政支援については市長会を通じて今後も要望していくところでございますけれども、一般会計から繰り入れることで福祉・子ども・公園・道路・教育等、一般会計の事業についてどうしても休止や新たな事業の実施見送り等の影響が出る可能性が大きくなるため、税率改定を計画的に行っていきたくて考えているところでございます。以上でございます。

B 委員 理解いたしました。ありがとうございます。

2 点目でございます。国民健康保険の値上げや減免、あとは軽減措置のお知らせ

の仕方ということについて伺っておきたいと思います。現状そういう周知の仕方はどのように行っているかということを変更して確認させていただきたいと思います。その中では今検討している状況であると思いますけれども、お1人お1人の方がホームページ上で確認できる仕組みでありますとか、またこの議事録を見ますと LINE での配信などこういったことも検討していきたいという、そういう議事録もありました。現状そういった検討状況、どういう風に検討されているか、そのあたりをお聞かせいただければと思います。

事務局 保険年金課長。

議 長 保険年金課長。

事務局 保険年金課長でございます。

まず税率改定や減免・軽減については4月号の広報ひのでお知らせしているところです。また当該年度の納税通知書を発送する際に同封しているもので皆様に周知を図っております。税率改定につきましては4月号の広報でもお知らせをしております。このほかにもホームページやチャットボットなどでお知らせをしております。具体的な金額の試算につきましては、なかなか制度が複雑であることから個々の対応になってしまいますので、窓口またはお電話で受付をしているところです。ご指摘いただきましたホームページ上での試算ですが、現状はホームページから計算用の紙をご用意させていただいてそれをご自分で計算していただくというようなことは対応しております。理想としましてはそこに数字入力してぱっと出るというのが理想ではありますが、軽減等の計算が複雑であるので現在実現はできておりません。今後の検討課題とさせていただきます。またLINEを用いた周知につきましても、どうしても発信する対象に国保の加入者だけをというのなかなか現状難しいので現時点では運用ができておりません。こちらも今後の検討課題とさせていただきます。以上でございます。

議 長 B委員。

B委員 ありがとうございます。

ホームページ上での確認できる仕組みとかLINEについては検討されているということで、今デジタルがかなり普及しておりますのでまた検討いただければと思います。よろしく願いいたします。

3つ目の最後の質問でありますけれども、国保の値上げにおいては私も市民の皆様から値上げ時は特にいろいろなお声を伺うわけではありますが、様々な案件につ

いて直接電話や窓口でもこれまでも様々な対応をされていると思います。特に  
お1人お1人の皆様に対しての個別の対応で問い合わせがあった時はしっかり  
丁寧に対応していくことが重要であるかと思いますが、そのあたりがどのよう  
な形で行われているのか確認をさせていただければと思います。

事務局 保険年金課長。

議 長 保険年金課長。

事務局 保険年金課長でございます。

お1人お1人のお問い合わせに対する対応でございますけれども、新規で加入  
を検討されている方はもちろん、税率改定の話聞き及んで不安を感じられて  
いる方からお問い合わせなどを受けておりますが、特に議会で議決をいただい  
た後、大体例年1月ぐらいですけれども、具体的な計算をして金額をお伝えして  
いるところです。実際には令和7年度の国民健康保険税は令和6年中の所得で  
計算することになりますので、比較をご希望の場合は令和6年度の金額を用い  
保険税額と改定後の税率でどのぐらいの差額が発生するのかをお伝えしており  
ます。

議 長 B委員。

B委員 ありがとうございます。

以上で終わります。

議 長 他にご質問ございますか。

それでは意見がございましたらご発言をお願いいたします。

A委員。

A委員 値上げの承認に対しまして、値上げをすることは反対の立場で意見を申し上げ  
ます。

昨年度の令和5年12月14日、東京都知事宛てに東京都市長会が令和6年度国民健康保険事業納付金算定に関する緊急要望についてという要望書を出していますが、この中で令和6年度には社会保険の適用拡大が実施される予定となっているということで、従来よりも国保の構造的な課題があるところに加えて、さらに厳しい状況になるということが想定されていると、国民健康保険制度が安定的かつ持続的に運営できるように国に財政支援を求めていくこと、また国民

健康保険の協働保険者であり財政運営の責任主体として納付金ベースの統一に向けた緩和措置へのさらなる支援など東京都独自の財政措置を講じることを強く要望すると、本当に強い口調で要望がされています。自治体の努力だけでは限界があるということがこうした姿勢によく表れているなどと思います。東京都の来年度令和 7 年度に向けての市長会からの要望からも本当に保険料収入が減少の一途をたどっていて一般会計からの多額の繰入金等に頼らざるを得ないなど、厳しい運営を余儀なくされているということが改めて強調されています。

こうしたことで本当に俗にいう 1 兆円の本来だったら国からの財政措置というのが必要だということが言われている構造的な課題を抱えているわけで、そうした構造的な課題を市民の皆様には押し付けるということそのものにやはり問題があるなどと思います。令和 19 年度のシミュレーションをしていただいたら、今の令和 6 年度の数よりも 4000 人以上の方が少なくなって 2 万 7651 人という試算が出たと、こうした方々で重い負担を共助という形で押し付けられてしまうというのが本当に制度として完全に破綻しているなどと言わざるを得ないと思います。

申し訳ないのですけれども先ほどの課長の説明で原則加入者の皆さんで負担していただくというのが原則だとおっしゃいましたが、今ご紹介した 2 つの市長会の動きからしても東京都・国に対して本来の責任があるというのは明白だという風に思います。市民の皆さんに負担を強いるということは全くどおりが立たないと思いますので、私は反対とさせていただきます。

議 長 B 委員。

B 委員 先ほどの質疑の中で物価高騰が進む中での値上げということについて、また国民健康保険の値上げや減免、軽減措置のお知らせの仕方などについて、また国保の値上げ率のお 1 人お 1 人の皆様に対しての個別な対応についてそれぞれ質疑の中で項目について確認をさせていただきました。

今回物価高騰が進む中での値上げということで様々な市民の皆様の中には厳しい生活を余儀なくされている方、また増税に大きな不安を持たれている方が多数いらっしゃる、これは私も十分に認識をしているところでございます。

しかし国民健康保険は被保険者間の相互扶助を基本とする社会保険の制度であり、加入者全体でかかった医療費を加入者が納める保険税でまかなうことが原則であるということ、また現状日野市の税率はまだまだ低く、日野市に示された納付金をまかなうための標準保険税率とは大きな開きがあるということ、また国においての令和 17 年度までの都道府県内の保険料水準の完全統一ということ踏まえ、段階的に改定をしていかないと統一の際に急激な増額により被保険

者に大きな負担を強いることになってしまうこと、こういったことを踏まえま  
すと今回の値上げというのはやむを得ないと考えております。また一般会計か  
ら繰り入れることで一般会計の事業について新たな事業の実施見送り等の影響  
が出る可能性が大きくなるという、そういう先ほど答弁をいただきました。そう  
いう中で税率改定は計画的に行っていくということも確認をいたしました。  
たしかにこの夏の猛暑を見ても新たな行政課題というのがたくさん生まれてお  
りまして、例えば公園や道路、そういった部分とか教育、これらの事業もやはり  
見送り等がないようにしっかりと進めて行かなければいけないと考えます。  
次に税率改定や減免・軽減については7月号の広報で周知と、納税通知書を発送  
する際のすべての被保険者に対しての周知、また税率改定については4月号の  
広報で周知、またホームページやチャットボット等でもお知らせされていると  
いうことを確認いたしました。今後はホームページ上で税額を算出する機能、ま  
たLINEを用いた周知についても引き続き検討をいただければと思います。  
次に税率改定の話聞き不安を感じている方からの問い合わせということにつ  
いては、議決後に具体的に試算をして金額をお伝えしていただいているという  
ことであります。どうか引き続き1人1人の皆様に対して丁寧に対応してい  
ただきたいということをお願いしたいと思っております。

いずれにしても持続可能な国民健康保険を断じて守り抜くということが何よ  
りも大切であり、それにより市民のみなさまの命と生活を守ることができると  
考えております。今、本当様々な物価高騰により市民の皆様が大変な生活をして  
いる、そういった状況が様々あるわけですが、やはり何よりも国民健康  
保険をこれからもしっかりと守っていく、断じて継続していく、そういった仕組  
みをしっかりと構築をしていくということが何よりも重要であるかと思いたす。  
以上、これまで述べさせていただいたことを踏まえて賛成意見とさせていただきます。  
以上です。

議 長 他にご意見はありますでしょうか。  
他になければ意見を終結いたします。  
採決を取りたいと思いますが、事務局に答申案の用意はありますでしょうか。あ  
るようでしたら配布をお願いいたします。

事務局 保険年金課課長補佐。

議 長 保険年金課課長補佐。  
事務局 これより答申案の方を皆様にお配りしたいと思います。その後お配りした後に  
ご説明させていただきたいと思いたす。

— 答申案配布 —

議 長 それでは答申案について事務局より説明をお願いいたします。

事務局 保険年金課課長補佐でございます。

お配りした答申案についてご説明させていただきます。令和6年8月22日付、日市保第760号により諮問させていただきました国民健康保険税率等の改訂について、本日令和6年10月23日、第3回日野市国民健康保険運営協議会を開催し審議させていただきました結果、本運営協議会は次の通り答申するものでございます。

1、国民健康保険税率等の改定内容について、基礎課税額である医療分の現行税率所得割5.6%について、改定案が5.8%ということで0.2%増となっております。均等割りですが、現行税率が3万2400円、改定案として3万4500円、2100円の増となっております。後期高齢者支援金分は所得割の現行税率1.9%分について改定案として2.1%、0.2%の増となっております。均等割りについては、現行税率1万1400円のところ、改定案として1万2300円、900円の増となっております。続きまして介護納付金分の所得割現行税率は1.9%のところ、改定案として2.1%、こちらも0.2%の増となっております。均等割りについては現行税率が1万4100円、改定案として1万4700円、600円の増となっております。最後に合計といたしましては、まず均等割りですが、現行税率9.4%、介護なし7.5%について改定案が10.0%、介護なし7.9%となります。こちらにつきましては0.6%増、介護なしが0.4%増となっております。均等割りにつきましては、現行税率が5万7900円のところ、改定案としまして6万1500円、3600円の増となっております。介護なしにつきましては現行税率が4万3800円のところ、改定案としまして4万6800円、こちらは3000円の増となっております。

続いて2、国民健康保険税普通徴収における納期ごとの端数金額の取り扱いについて、でございます。国民健康保険税の普通徴収における納期ごとの分割金額における端数調整の単位を現状の1000円単位から100円単位とすることで、期別金額を平準化し、納付しやすい環境の整備を図っていくものでございます。

続きまして3、国民健康保険税率等の改定の施行期日について、でございます。こちらにつきましては、令和7年4月1日とします。説明は以上でございます。

議 長 事務局の説明が終わりました。

本件について採決をいたします。本件について、答申案の通り賛成の方の挙手を願います。

ありがとうございます。挙手多数であります。よって本件は諮問の通り答申することに決しました。

それでは続きまして報告事項に移ります。

1、令和5年度日野市国民健康保険特別会計決算について、事務局より報告を求めます。

事務局 保険年金課課長補佐。

議長 保険年金課課長補佐。

事務局 保険年金課課長補佐でございます。

それでは令和6年9月議会にて議決いただきました、令和5年度日野市国民健康保険決算についてご報告いたします。資料1-1をご覧ください。

歳入総額は資料最下段歳入合計172億1139万9697円、令和4年度と比較し約5億2513万円、3.1%増となっております。

続いて資料1-2をご覧ください。歳出総額は資料最下段、歳出合計170億977万5473円、令和4年度と比較し約4億3786万円、2.6%増でございました。

恐れ入ります、資料1-1にお戻りください。歳入についてお時間の都合もございまして、ポイントのみご説明いたします。最上段款1、国民健康保険税でございます。令和5年度決算額は約31億5599万、令和4年度と比較し約4611万円、1.5%の増となっております。増の主な要因といたしましては、令和5年度に税率改定をしたことによるものでございます。

続きまして資料中段やや上、款4、都支出金でございます。こちらの決算額、約114億7236万円で、令和4年度と比較して約2億8755万円、2.6%の増となっております。右側説明欄1、普通交付金、約112億2204万円が多くを占めているものでございます。こちらにつきましては療養給付費補填分として東京都から補助されたもので、一時的に増となっておりますが翌年度、いわゆる令和6年度でございます、にもらいすぎた分を変換する精算業務を今後行う予定となっております。また、説明欄3、特別調整交付金につきましては約3415万円で、令和4年度と比較して9.9%増となりました。これは主に東京都へ提出する新型コロナ関連の減免係数実績について、過年度分の一部未申請分を令和5年度に合わせて申請したことで、当該補助金が令和4年度と比較して増加したものでございます。

次に資料その下、款5、繰入金、右側説明欄7、その他一般会計繰入金約14億5758万円でございます。令和4年度と比較して4.6%のこちらは減となっております。減の要因といたしましては税率改定による保険税率の増加と、令和4年

度までその他一般会計繰入金に計上しておりました事務費相当分について、国保財政健全化計画で解消すべき赤字を明確とするために令和 5 年度より同説明欄 6、国民健康保険事務費繰入金の科目を新設し、こちらに別に計上したものでございます。このその他一般会計繰入金の金額を今後減らしていくことが国民健康保険特別会計にとって赤字解消を進めていく上で最重要課題となっているものでございます。歳入につきましては以上になります。

続きまして歳出のポイントについてご説明いたします。恐れ入ります、資料 1-2、最上段、款 1、総務費でございます。決算額は約 2 億 2726 万円、令和 4 年度と比較し約 607 万円、2.7%の増となっております。増の主な要因につきましては、被保険者証は原則として有効期限が 2 年間となっておりますが、令和 5 年度は一斉更新の年であったためこちらを簡易書留で発送するための郵便料が大幅に増となったものでございます。続きまして資料中段やや下款 3、国民健康保険事業費納付金でございます。決算額は約 52 億 9144 万円、令和 4 年度と比較し約 2 億 5365 万円、5.0%の増となっております。こちらは東京都が国保事業に充てるため年度ごとに都内市区町村から徴収するもので、増の主な要因でございますが、令和 5 年度納付金は令和 3 年度の実績数値により見込み額が算定されるものでございます。令和 2 年度に引き続き令和 3 年度もコロナ禍による受診控えの影響により医療費実績は低いものとなっております。しかしそれを根拠として納付金を算定すると令和 5 年度の医療費が大幅に不足する可能性がございますので、東京都が係数を調整した結果増額となっているものでございます。簡単ではございますが説明は以上になります。

議 長 事務局の説明が終わりました。  
ご質問・ご意見などがございましたらご発言をお願いいたします。

委 員 なし

議 長 ないようなので、1、令和 5 年度日野市国民健康保険特別会計決算についての件を終了いたします。  
続きまして 2、令和 6 年度版、ひのしのこくほ（令和 5 年度実績）について事務局より説明を求めます。

事務局 保険年金課課長補佐。

議 長 保険年金課課長補佐。

事務局 保険年金課課長補佐でございます。

それでは令和 6 年度版ひのしのこくほ（令和 5 年度実績）についてご説明いたします。

令和 5 年度決算を終え、毎年関連する項目についてまとめた資料となっております。時間の都合もございますので、主だったもののみご説明をさしあげます。初めに 3 ページをお開きください。被保険者の状況になります。1、被保険者数、加入率でございますが、令和 5 年度の被保険者数は 3 万 2202 人、市人口から見た国保加入率は 17.2%となっております。被保険者数は、2、被保険者数の推移にありますように年々減少傾向であります。また、3、被保険者の年齢構成について、でございますが、こちらにつきましてはシステム移行により 5 歳刻みの被保険者が出せなくなったことから、このような年齢区分でのご報告とさせていただいております。65 歳から 74 歳までの前期高齢者が約 40.1%、特定検診の対象者である 40 歳から 74 歳までについては約 74.9%となっております。

続きまして 5 ページをお開きください。3、受診率、1 件あたり日数、1 日あたり費用額、1 人あたり費用額でございます。右側費用額 1 人あたりをご覧ください。令和 5 年 5 月 8 日に新型コロナウイルス感染症が 5 類へ移行し、同感染症の影響による医療機関の受診控えが概ね解消したこと、保険者の高齢化と医療の高度化の進展により、令和 5 年度の 1 人あたりの医療費は 31 万 773 円となっております。3 か年連続してこちらは増となっております。

続きまして 7 ページをお開きください。8、傷病手当金でございます。こちらの表の支給金額と件数をご覧ください。令和 5 年度は新型コロナウイルス感染症が 5 類へ移行したことにより、こちらの申請件数・支給金額が大幅に減少しているものでございます。

次ページの 8 ページをお開きください。続いて保健事業でございます。特定健診・特定保健指導をまとめた 1、健康診査において受診率等は低下の傾向にあるものの、その下 2、人間ドック助成、こちらに関しましては令和 4 年度と比較して令和 5 年度の申請件数は概ね横ばいとなっております。

右、9 ページをご覧ください。こちらは保健事業において医療費の適正化に向けて継続して特に力を入れている事業になります。4、糖尿病性腎症重症化予防プログラム実施状況でございます。こちらでは糖尿病または糖尿病性腎症を治療中の方を対象といたしまして、保健師が 6 か月間の個別サポートを通じてセルフマネジメントの健康管理のお手伝いをしているものでございます。こちらの事業につきましては、平成 27 年度から開始しており、これまで 143 名の方がプログラムを終了してございます。また、令和 2 年度より保険年金課に保健師 1 名が配属されたことにより、本プログラムに参加していただきたい重症化度の高い方を対象に保健師が直接勧奨を行い参加につなげております。プログラム

終了者を対象に 1 年後の電話フォローアップなども実施しているものでございます。

その下 5、微量アルブミン尿検査実施状況でございます。令和 5 年度には 1391 名の方に検査を実施し、検査の結果で微量アルブミン尿もしくは顕性タンパク尿が検出され、いわゆる陽性と判断された方は 405 名でございました。その 405 名の治療開始者人数及び治療開始率がこちらの資料で未確定になっておりますのは、令和 5 年度に向けた市と医師会の皆様の本検査に関する検討の場において、治療開始者の定義・取扱いについて医師会様の皆様よりご意見などがあり、集計方法に変更が生じたことによるものでございます。現在これに基づきまして、職員で集計を行っております。検査に関する集計作業は年内に完了を予定しているものでございます。令和 6 年度以降の検査に関する集計につきましては、集計作業に時間のかからない方法に今後改める予定でございます。次年度以降はこの日野市の国保に記載し、報告できるようにしたいと考えてございます。なお、10 ページ以降につきましては、基金の貸付状況、保険税の実績、国保の財政状況を記載しておりますので、後程お時間がある時にご覧いただければと思います。簡単ではございますが、説明は以上でございます。

議 長 事務局の説明が終わりました。  
ご質問・ご意見がございましたらご発言をお願いいたします。

委 員 なし

議 長 ないようなので、2、令和 6 年度版ひのしのこくほ（令和 5 年度実績）についての件を終了いたします。  
続きまして 3、国保財政健全化計画（赤字削減・解消計画）実施状況報告書について、事務局より説明を求めます。

事務局 保険年金課課長補佐。

議 長 保険年金課課長補佐。

事務局 保険年金課課長補佐でございます。  
それでは資料 3、国保財政健全化計画（赤字削減・解消計画）実施状況報告書についてわたくしからご説明をいたします。  
こちらの報告書について、でございますが、平成 30 年度の国保制度改革以降、提出が義務付けられているものでございます。令和 6 年 8 月に東京都の方へ提

出しております。これは先ほど令和5年度の決算、歳入でご説明差し上げました  
その他一般会計繰入金、いわゆる赤字削減額でございますが、別の東京都調査様  
式に定められた決算補填目的等に使用した金額を当年度と前年度で比較をいた  
しまして、こちらの表に赤字削減額として記載することになっているものでござ  
います。表の中段横列でございます赤字削減額が、前年度（令和4年度）でござ  
います、こちらと比較して赤字削減が図られているかということを表してい  
るものでございまして、令和5年度はマイナス1億5168万6000円と記載され  
ております。これにつきましては最下段、実施状況の詳細、こちらに記載があり  
ますように令和5年度は令和4年度に引き続き税率改定をしたことにより税率  
は増加したものの、令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症が5類へ  
移行したことによりそれまでの受診控えが解消したこと、医療の高度化により  
保険給付費は増加傾向となっているなど、結果として東京都への事業費納付金  
がそれ以上に増加したため、赤字解消がなかなか進まない状況であることを表  
しているものでございます。この表では令和5年度は計画年次において第6年  
次の最終年次になりますが、今年度の第1回運営協議会でご説明をしておりま  
す通り、ひとまず本計画が第12年次、令和11年度までに変更されているもの  
でございます。なおこれまで通り2年に1度の税率改定を実施していけば、令  
和19年度には赤字が解消し、標準保険税率に到達する見込みとなっているもの  
でございます。今後の取り組みに記載がございます通り、引き続き保険税率の改  
定や収納率の向上などの取り組みに継続して努力してまいりたいと考えてござ  
います。簡単ではございますが説明は以上となります。

議 長 事務局の説明が終わりました。  
ご質問・ご意見などございましたらご発言をお願いいたします。

委 員 なし

議 長 ないようなので3、国保財政健全化計画（赤字削減解消計画）実施状況報告書に  
ついての件を終了いたします。  
それでは事務局からその他の報告事項・連絡事項等があればお願いいたします。

事務局 保険年金課課長補佐。

議 長 保険年金課課長補佐。  
事務局 保険年金課課長補佐でございます。  
次回の運営協議会のご案内をさせていただきます。

次回の運営協議会でございますが、今年度も講演会を予定しております。これは多摩南地区国民健康保険会長会の幹事市が主催する講演会に参加するものであります。詳細は未定という報告を受けてございますので日程等が決まりましたら委員の皆様にお知らせしたいと思います。おそらく年明けになろうかと思えます。よろしく願いいたします。以上でございます。

議 長 委員の皆様もその他の事項でも全体を通してでも構いませんので何かございますか。

ないようなので、それでは以上を持ちまして本日の日程はすべて終了いたしました。

これにて令和6年度第3回日野市国民健康保険運営協議会を終了いたします。ご協力いただきましてありがとうございました。

日野市国民健康保険運営協議会規則第12条により、ここに署名する

令和6年 月 日

日野市国民健康保険運営協議会

会 長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_